

## ウェブサイト公募型オープンカウンタについて

本件は、見積合わせにより契約者の決定を行います。見積合わせの結果につきましては、落札者及び落札金額を皆様にお知らせいたします。

ご提出頂いた見積のうち、最も安価な金額を提示して頂いた方にのみ契約決定のご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

本件の見積合わせにご参加頂けます場合は、以下の日時までに見積書をご提出頂きますようお願いいたします。

見積書のご提出につきましては、原則、登録のメールアドレスから、下記見積提出先アドレスへのEメールで受け付けます。ファイル形式は pdf を推奨します。登録のメールアドレス以外から提出いただいた場合には、確認の連絡を差し上げる場合があります。

**【見積書提出期限】** 令和8年3月16日 15時

※令和6年4月より見積書は電子の提出で完了できるようになりました。

※見積書の押印省略も可能になりました。

※従来どおり押印した紙の見積書も有効です。

※見積書に係るご参考：

宛先は「名古屋市交通局長」、件名を記載、ご登録の代表の方の役職氏名を記載  
日付は提出日を記載

※別添「電子契約について」もご確認をお願いいたします。

※本案件は令和8年度予算に係る案件のため、予算の議決（3月19日予定）後に契約決定となります。

また、契約についてのご連絡も3月19日以降となります。

契約担当課 交通局営業本部企画財務部会計課 名古屋市役所西庁舎2階  
(TEL)

052-972-3844・3845

(見積提出先アドレス)

kaikeika.mitsumori@tbcn.city.nagoya.lg.jp

## 輪軸の運搬委託仕様書

### 1 一般事項

- (1) 本仕様書は、高速度鉄道第1号線車両N1000形の輪軸の運搬委託（以下、本業務と称する）について適用する。
- (2) 契約を希望する者は、契約をする前に本仕様書の内容を十分確認すること。また、運搬経路や運搬対象物を十分確認すること。これを怠り受注者に不利益が生じても、当局はその責を負わない。
- (3) 受注者は本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、予め当局に再委託申請書（下請負届）を提出しなければならない。
- (4) 契約後、本仕様書に疑義を生じた場合、受注者は当局担当と双方協議の上決定すること。
- (5) 本業務を実施するにあたり受注者は、すべての費用について負担すること。

### 2 運搬

- (1) 運搬内容は、N1000形用輪軸組立（以下、輪軸組立と称する）を藤が丘工場から日進工場及び日進工場から藤が丘工場へ運搬するもの。
- (2) 運搬予定日は、「5項 運搬予定日・運搬輪軸数」のとおりとする。なお止むを得ない事情等により予定を変更する場合は、当局の承認を受けた上で、予定日を変更出来る。
- (3) 運搬を実施する時間帯は、積み込み積み降ろしの時間を含め、午前8時30分から午後5時15分の間を基本とし、原則作業開始時間は午前9時00分とする。尚、午後0時00分～午後1時00分の間、当局作業は実施しない。
- (4) 輪軸組立については、各工場内において当局が積み込み積み降ろしを行う。
- (5) 受注者は、運搬予定日の前日15:00までに、来場者の氏名を連絡すること。
- (6) 受注者は、運搬に使用する車両の運転者以外にその車両の誘導及び作業を指揮する作業指揮者を藤が丘工場及び日進工場に各1名配置する事。
- (7) 運搬に使用する車両は、藤が丘工場間口シャッター内寸（幅 3.4m×高さ 3.3m、ともに実測値）を通過でき、且つ、天井走行クレーンでの荷役が可能であること。各工場内の運搬経路は、別紙-1の搬入経路図のとおりとすること。
- (8) 支障無く運搬するための積荷の固定、保護及び雨等による防水対策をすること。受け渡し時、受注者の責任において、積荷の状況及び固定等の状況を確認すること。特に日進工場から藤が丘工場へ運搬する輪軸については、新品の車輪が取付いているため、車輪に傷がつかない様処置を施すこと。
- (9) 運行中においては事故等が無いよう十分に注意すること。また、緊急事態が発生した場合は速やかに各関係各所に連絡をするとともに当局担当に連絡すること。
- (10) 当局担当の連絡先は、名古屋市交通局藤が丘工場（電話番号：052-772-9583）とする。
- (11) 受注者は本業務を実施するにあたって、運搬対象物及び当局施設・機械設備等に損害を与

えた場合は速やかに当局担当に報告するとともに弁償すること。

### 3 運搬対象物

運搬対象物は、次に示す輪軸組立及びそれに付帯する部品とする。参考として外形、構造等を別紙-2、別紙-3に示す。

- (1) 「T輪軸組立」(約800kg/台)
- (2) 「M輪軸組立」(約1,200kg/台)

### 4 数量

運搬工程	数量
車両2台：片道8台にて往復最大16台及び片道最大8台までの運搬	2回

### 5 搬入予定日・運搬輪軸数

運搬日及び運搬する輪軸の台数は、次の表のとおりとする。なお運搬日および運搬する輪軸の台数は、当局の作業都合により、協議の上変更する場合がある。

回次	運搬予定日	運搬経路	T輪軸組立台数	M輪軸組立台数 (歯車箱付)	小計	使用予定 運搬車両台数
1	4月14日	藤が丘⇒日進	8	8	16	2
		日進⇒藤が丘	0	8	8	
2	1月19日	藤が丘⇒日進	0	8	8	2
		日進⇒藤が丘	8	8	16	

※1度で運搬不可の場合往復有

### 6 履行場所

- (1) 藤が丘工場 名古屋市名東区朝日が丘134番地の1
- (2) 日進工場 日進市浅田町笹原30番地

### 7 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 8 検査

運搬後、双方立会いの上、運搬した輪軸及び当局施設・機械設備等に損害が無いかなど、本業務が問題無く実施されたことを確認すること。

### 9 添付資料

- (1) 別紙-1 「搬入経路図」
- (2) 別紙-2 「T輪軸組立」
- (3) 別紙-3 「M輪軸組立」

### 10 履行確認及び代金の支払い

## 第1 履行(検査)確認

委託内容を完了したときは、直ちに交通局担当者に

「業務完了届」を提出して、提出日から起算して10日以内に検査員の検査確認を受けてください。

## 第2 契約代金の支払

支払いは、納入日の属する月の末日をもって精算し、検査確認後、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内にお支払いします。

第3 名古屋市交通局契約規程(交通局ウェブサイト「入札・契約情報」に公表)第39条、第51条、第52条の2他の規定により、履行遅滞その他債務不履行の場合において遅延利息、違約金その他損害金が発生する場合があります。

## 11 妨害または不当要求に対する届出義務に関する特記事項

第1 受注者は、契約の履行にあたって暴力団または暴力団員等から、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)または不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらず、これを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものとして認められないものをいう。)を受けた場合には当局へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

第2 受注者が第1に規定する妨害もしくは不当要求を受けたにもかかわらず、第1の報告または被害届の提出を行わなかった場合には、競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 12 グリーン配送に関する特記事項

(基本事項)

第1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる名古屋市(以下「市」という。)への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車
- (3) メタノール自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 低排出ガス車かつ低燃費車
- (6) 燃料電池自動車
- (7) 車両総重量3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車
- (8) クリーンディーゼル自動車
- (9) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (10) 低排出ガス車
- (11) 低燃費車
- (12) 超低PM排出ディーゼル車
- (13) LPガス貨物自動車
- (14) 車両総重量3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車
- (15) その他、環境局長が認めるもの

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

## 13 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等

受注者は、本契約の履行の際に、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、車種規制非適合車の使用抑制等に努めるものとする。

## 14 障害者差別解消に関する特記事項

(対応要領に沿った対応)

第1 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市

条例第 61 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 第 1 に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第 3 受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

## 15 情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受注者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報(名古屋市(以下「発注者」という。)が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受注者は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受注者は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成 16 年名古屋市規則第 50 号)第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。)の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、発注者が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物(発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受注者は、市の保有する情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

2 受注者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て発注者

の指名する職員と受注者の指名する者との間において行うものとする。

- 2 受注者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第 10 受注者は、発注者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めるときは、これを拒んではならない。また、発注者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 受注者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受注者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。



# 別紙 1-2 搬入経路図







